

番号	質疑内容	回答
1	当該供給地点の供給管区を確認するため、下記についてご教示いただけますでしょうか。 ①当該供給地点を管轄する一般送配電事業者（旧一般電気事業者） ②請求書等に記載のある供給地点特定番号の先頭2桁	①一般送配電事業者は中部電力パワーグリッドです。 ②供給地点特定番号の先頭2桁は「04」です。
2	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また、入札書の日付のご指定（例：開札日）等はございますか。	提出する書類及び入札書の日付は、指定はなく、提出(作成)日で問題ありません。
3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。 ある場合は契約電力（kw）、使用予定期間を教えてください。	自家発補給電力の契約はありません。
4	契約期間中に増設工事等により、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございますでしょうか。 仮に、契約期間中に協議制となった場合には契約単価の変更協議に応じていただけますでしょうか。	現在のところ、契約電力が500kW以上の協議制となる予定はございません。 また、契約期間中に協議制となった場合には、契約単価の変更協議に対応いたします。
5	予備電力のご契約はございますでしょうか。ある場合、予備電源と予備線のどちらになりますでしょうか。	予備電力の契約はございません。
6	弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替となり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。 また、弊社では料金算定期間の翌月末日までを支払期日としております。ご了承いただけますでしょうか。	振込手数料の負担および支払期日については、ご提示のとおり対応いたします。
7	①紙の請求書の発行は必要でしょうか。 なお、請求書はWEB上のマイページにてご確認およびダウンロードいただけます。 ②発行が必要な場合、発行手数料（330円）はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	電子請求書でも対応いたします。 但し、代表者印の押印をお願いします。
8	請求書発行について、弊社では毎月7営業日頃の発送となっておりますが了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
9	各施設の現在の電力供給会社及び計量日をご教示ください。	現在の契約者は、伊藤忠エネクス株式会社でございます。 計量日は契約書(案)第7条のとおりです。 第7条 計量日は毎月1日とし、乙は、甲の最大需要電力(当該一般送配電事業者から提供される30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値)および使用電力量(当該一般送配電事業者から提供される30分ごとの接続供給電力量)を前月計量日の0時から当該月計量日の前日の24時までの期間に記録型計量器に記録された値により計量し、その結果について、甲の指定する職員による検査を受けるものとする。
10	送電開始日と現在の計量日が相違している場合、弊社と契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。 計量日は契約書(案)第7条のとおりです。
11	電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。	問題ございません。
12	電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。（1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんか）複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか。	問題ございません。
13	契約書案第9条について 請求時の基本料金の算定方法について、弊社では （基本料金単価×契約電力）＋力率割引・割増相当額 により算定しております。基本料金および力率割引については個別に計算しますが、力率割引の考え方は旧一般電気事業者の定義と同じです。 例）力率が100%の場合、基本料金を15%割引します。 上記算定方法にてご了承いただけますでしょうか。	基本料金の算定方法は契約書(案)第9条のとおりです。 第9条 基本料金、電力量料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は次により算定する。 基本料金＝基本料金単価×契約電力×（185％－力率） 電力量料金＝電力量料金単価×使用電力量 燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用電力量 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量

14	各施設に自動検針装置はついてますか。未設置の場合供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	自動検針装置(スマートメーター)です。
15	仮に弊社が落札した場合、契約書の内容および契約書に記載がない事柄について協議いただくことは可能でしょうか。契約書の内容を変更することが難しい場合、協議内容について別途覚書を締結することは可能でしょうか。	契約書の内容および契約書に記載がない事柄にかかる協議については契約書(案)第28条のとおりです。 第28条 本契約書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
16	入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。 また、郵送提出の際、入札書、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出する必要はありますでしょうか。	割印、ホッチキス留めなど、特に指定はございません。 封筒については、ご提示のとおり、内訳書を封入した内封筒と、郵送用の外封筒での二重封筒で提出してください。
17	入札金額を算出する際、下記の認識でよろしいでしょうか。 ・基本料金及び電力量料金の各単価には消費税および地方消費税を含むことができる。(税込みで単価を示す。) ・基本料金および電力量料金は端数処理を行わず小数点第二位まで含むことができる。 ・各月の基本料金と電力量料金の合計額に1円未満の端数が生じたときは、月ごとにその端数を切り捨てる。 ・1年間の総額(税込)より入札金額(税抜)を算出する際、1円未満の端数を切り上げる。	税抜きでの算出は不可です。 入札金額明細書の留意事項をご確認ください。
18	入札金額を算出する際の燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金について、端数処理の方法に指定はございますでしょうか。	端数処理の方法は契約書(案)第12条のとおりです。 ※詳細は項目17の回答をご参照ください。
19	弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費調整単価は契約書(案)第14条のとおりです。 第14条 需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)が算出する各月の単価に、国による緩和対策事業等が実施される場合はその値引きを反映した単価とする。
20	①弊社が契約に至った場合、入札時点の約款に基づく燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。 ②ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議は可能でしょうか。	①需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)が算出する毎月の単価に、国による緩和対策事業等が実施される場合はその値引きを反映した単価とします。 ②契約書の内容および契約書に記載がない事柄にかかる協議については契約書(案)第28条のとおりです。 第28条 本契約書に定めるもののほか、必要な事項については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
21	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での応札、契約締結は可能ですか。	燃料費調整額が発生しない料金制度での応札、契約締結は不可です。 入札金額明細書のとおり入札金額を算出してください。
22	燃料費調整額につきまして、みなし小売電気事業者の約款【基本契約要綱(高圧・特別高圧)(2025年4月1日実施)別表】に記載されている算定諸元を、契約終了まで適用させていただきますが可能でしょうか。	燃料費調整単価は需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)が算出する毎月の単価に、国による緩和対策事業等が実施される場合はその値引きを反映した単価とします。
23	落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札業者は開札日に決定しません。落札候補者は8月12日までに必要書類を提出することとなっています。この確認、審査をもって落札決定をします。 開札結果につきましては、落札決定後に応札者に落札決定通知を行うとともに本学ホームページでも結果を公開いたします。
24	入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電力量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位まで保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金および合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか。	契約単価は税込みです。 入札金額明細書の留意事項をご確認ください。
25	落札後、またはご契約中に、一般送配電事業者による託送料金や損失率の変更があった場合には、それに伴い、ご契約の電気料金単価に相当分を上乗せさせていただくことがございます。この上乗せ分はすべて一般送配電事業者を支払われるものであり、当社の利益にはなりません。ご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)第17条1項のとおりです。 第17条 甲又は乙は、天災及び経済情勢の変動その他その責めに帰さない事由により、この契約を変更しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。
26	計量結果の報告および検査について、弊社では計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また、検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	契約者のマイページによる請求データ等の確認および対応は可能です。 なお、計量結果の報告および検査については、契約書(案)第7条のとおりです。 第7条 計量日は毎月1日とし、乙は、甲の最大需要電力(当該一般送配電事業者から提供される30分ごとの需要電力の最大値であって、記録型計量器により計量される値)および使用電力量(当該一般送配電事業者から提供される30分ごとの接続供給電力量)を前月計量日の0時から当該月計量日の前日の24時までの期間に記録型計量器に記録された値により計量し、その結果について、甲の指定する職員による検査を受けるものとする。

27	契約書の提出期限や、締結日の期限はございますでしょうか。契約内容確定後、社内決裁・製本・押印・発送等のお時間を頂戴することになるため、指定の日数がある場合そちらの日程での提出ができかねる可能性がございます。その場合、提出日の延長について協議いただくことは可能でしょうか。	提出期限につきましては、別途通知のうえ、お知らせします。
28	発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費等調整額」と記載される形となりますが問題ございませんでしょうか。	燃料費調整単価は需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者の算出する令和8年7月ものです。市場価格調整額が含まれているかはその算出方法を確認してください。契約の際の燃料調整費については契約書(案)第14条のとおりです。 第14条 需要場所を供給区域とするみなし小売電気事業者(旧一般電気事業者の小売部門)が算出する各月の単価に、国による緩和対策事業等が実施される場合はその値引きを反映した単価とする。
29	市場連動プランでの応札が可能な場合、以下、ご回答をお願いいたします。 ①市場連動プランは、一般的な固定単価の設定ではなく、日々の市場を元に単価が変動する契約です。固定単価の請求項目とは異なりますが、問題ありませんか。 ②内訳書は指定のものでは項目が不足しているため、任意様式でよろしいでしょうか。 ③従量料金単価に用いるエリアプライスについて、期間の指定はございますか。期間の指定がある場合、該当期間の30分値データをご共有いただけますか。 ④一部の契約単価は年度によって異なりますがよろしいでしょうか。	市場連動プランの応札は対応しかねます。 仕様書のとおり応札してください。
30	入札保証金及び契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか。	入札保証金に関しては、以下のとおりです。 調達説明書5に「入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、公立大学法人三重県立看護大学契約事務取扱規定(以下「契約事務取扱規定」という。)第11条第1項各号いずれかに該当する場合は、免除します。」とあります。 本案件は、三重県における物件等電子入札システムの利用登録(三重県における物件等電子入札システムの競争入札参加資格)を得ていることを参加資格としています。 当該参加資格を満たしている場合、契約事務取扱規程第11条第1項各号いずれかに該当し、入札保証金は免除となります。 また、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。 契約保証金に関しては、以下の事項のとおりです。 調達説明書6(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限りま す。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。 また、契約事務取扱規定第33条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、契約事務取扱規定第33条第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。 なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。 落札候補者にあたっては、供給実績があることを証明する書類を提出することとなっており、これで確認します。
31	ダウンロード可能な電子請求書へは押印及び請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。 (ご了承いただけない場合は【紙請求書による特別対応について】の回答をお願いいたします。)	請求書には、電子であっても代表者印または発行責任者の記載が必要であるため、それらが省略された請求書は対応しかねます。
32	【紙請求書による特別対応について】 請求担当・責任者の記載は致しかねており、押印のみ対応可能です。 ①押印必須の場合押印した紙請求書を別途郵送対応いたします。その場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 (長期連休時に20日頃になる可能性がございます) ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
33	弊社の電子請求書は、原則、確定版請求書を翌月7営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
34	発行される請求書、契約締結する契約書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。 入札金額明細書にあるように、希望契約単価(入札単価)は、消費税及び地方消費税の額を含むものとしています。
35	請求書の支払い期限は請求書受領後30日以内に振込となります。 (年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。	問題ございません。

36	弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。（自動販売機・施設内の売店等）	問題ございません。
37	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	令和7年10月1日からのデータの提供であれば可能でございます。
38	【30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方】 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出いただきますと広域機関から弊社へ貴施設30分値データを提供いただくことが可能となります。ご協力いただけますでしょうか。	問題ございません。
39	対象となる施設において、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更、建築・増築など工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。	予定はありません。
40	契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議をおこなっていただくことをご了承いただけますでしょうか。	問題ございません。
41	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出は可能でしょうか。	問題ございません。
42	お支払方法はお振込みでしょうか、あるいは口座振替でのご対応でしょうか。	どちらの対応も可能です。
43	対象施設内で入居されているテナント様から個別（分割）での入金等は発生いたしますか。また、同様に各テナント様へ別途請求書発行の対応は発生いたしますか。	どちらの対応も発生しません。
44	弊社では、計量結果の報告（通知書）を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせて頂いております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行うといった対応は行っておりませんが問題ございませんでしょうか。また、検査合格後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	契約書(案)第16条にあるように、検査に合格した後、請求書を送付いただく必要があるため、ご提示いただいている内容では対応しかねます。